

江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金

R1.8. ~

補助対象業種	補助対象条件	補助対象経費	補助率	補助金交付回数
<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の中で主に研究開発を行う者又はその部署 ・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・※映像・音声・文字情報作成業務 ・学術・開発研究機関 ・※広告業 ・※デザイン業 ・コールセンター業 ・その他市長が特に認めるもの <p>(※は、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る)</p>	<p>新たに市内にサテライトオフィス等の事業所を開設する者又は「お試しサテライトオフィス」等を市内において試験的に事業を実施する者</p> <p>※ただし、補助対象経費 (1)(2)(3)に対する補助を受けるには、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>1 事業所開設に伴い新規に常用労働者を1名以上雇用する者(市外既存事業所から市内転入者含む)</p> <p>2 事業所開設後、3年以上事業継続を行うこと</p> <p>3 市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること</p>	(1) 建物改修経費 ※空き家, 空き公共施設, 空き店舗等の改修	(1) 及び (2) の合計経費の 1/2 2,000 千円限度	※事業を開始した後に1回限り交付する
		(2) 情報通信システム導入経費		
		(3) 備品及び機器設備等の購入費	(3) の経費の 1/2 1,000 千円限度	※補助金交付対象期間は事業を開始した月の翌月から起算して36ヶ月間とする(原則, 年度毎)
		(4) オフィス賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)	(4) ~ (7) に係る合計経費の 1/2 1,000 千円限度	
		(5) 住居賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)		
		(6) 車両リース料 ※業務に必要な車両		
		(7) 通信回線使用料		